

情報科社会人講師活用プログラム実施要項

(目的)

第1条 この要項は、将来本県を支えるIT人財を育成するため、高等学校情報科の必修科目である情報Ⅰ（以下「情報Ⅰ」という。）の授業において、大学等の学生または企業に勤務する社会人（以下「社会人講師」という。）を活用した実践的な指導を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(概要)

第2条 茨城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、情報Ⅰにおけるプログラミング領域、データ分析領域、情報デザイン領域等において、県内の大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、企業等（以下「企業等」という。）と連携し、情報Ⅰの授業への支援を行うものとする。

(対象校)

第3条 情報科社会人講師活用プログラム（以下「本プログラム」という。）の対象校は、情報Ⅰの授業を行う茨城県立高等学校及び中等教育学校のうち、情報科採用の教員が配置されていない学校（以下「県立高校等」という。）とする。

(社会人講師の業務)

第4条 本プログラムにより県教育委員会から派遣された社会人講師は、県立高校等の校長の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生徒への指導、助言に必要な資料の作成
- (2) 情報Ⅰの授業における生徒への指導、助言
- (3) 情報Ⅰの授業を担当する教員との調整、意見交換
- (4) その他生徒への支援に関し、県教育委員会が必要と認める業務

(社会人講師の活用時間)

第5条 社会人講師の活用は1回当たり2時間以上7時間以内とする。ただし、オンラインでの活用を行う場合は、1回当たり1時間以上7時間以内とする。

2 年間の活用時間の上限は別に定めるものとする。

(協力企業等の募集及び公表)

第6条 県教育委員会は、本プログラムに協力する企業等（以下「協力企業等」という。）の募集を行うものとする。

2 協力企業等は、次に掲げる書類を茨城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出するものとする。

- (1) 別に定める協力企業等の登録票
- (2) その他県教育委員会が必要と認める書類

(資格及び登録)

第7条 社会人講師は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 協力企業等に所属している学生または社会人で、情報分野について経験がある者。

(2) 本プログラムの趣旨を理解し、情報分野に関する一定の知識・経験を有し、第4条第1号から第4号に規定する業務を適切に遂行できると認められる者。

2 社会人講師を希望する者は、次に掲げる書類を県教育長に提出するものとする。

(1) 社会人講師情報（様式第1号）

(2) その他県教育委員会が必要と認める書類

（実施計画）

第8条 県立高校等は、本プログラムの実施にあたり、情報科社会人講師活用プログラム実施計画書（様式第2号）（以下「実施計画書」という。）を県教育長に提出するものとする。

2 県教育長は、前項の規定に基づき提出された実施計画書を審査し、相当と認めた場合は、県立高校等に実施について通知するものとする。

3 前項の場合において、県教育長は本プログラムに係る経費を予算の範囲内で措置するものとする。

（社会人講師の派遣依頼）

第9条 県立高校等は、前条第2項において実施計画書が認められた場合、協力企業等に社会人講師の派遣を依頼するものとする。その後の詳細については、県立高校等と社会人講師で取り決めるものとする。

（活用状況の実績報告）

第10条 県立高校等は、情報Ⅰの授業における活用状況を実施報告書（様式第3号）に記入し、全派遣終了後、速やかに県教育長に提出するものとする。

（謝金及び旅費相当額）

第11条 社会人講師に対する謝金及び旅費相当額については、別に定めるものとする。

（その他）

第12条 この要項に定めるもののほか、本プログラムの実施に関して必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。

付 則

この要項は、令和5年5月9日から施行する。